

⑦ 臨海部の防災対策について

ア 臨海部の防災対策について。臨海部防災対策計画において、水江町のプロパンを貯蔵する高圧ガスタンクなどが大規模爆発火災になった場合、避難対象は川崎区全域と幸区の一部の広範囲に及ぶ。避難誘導するための連携機関は「消防職員、区職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等」となっているが、計画では2次爆発などの可能性を考慮しているにもかかわらず、これらの機関には2次爆発も含めた具体的な避難先や安全対策などは知らされていない。千葉県市原市の経験をふまえ、関係する機関との情報共有をしっかりとる。そのうえで関係団体の意見を聞き避難計画を再検討する。

イ コンビナート火災に備えた訓練を繰り返し行う。とくに大容量泡放射システムは訓練なしには活用できないので、搬送業者の想定も含め繰り返し訓練を行う。

ウ 羽田新飛行ルートにより、B滑走路からの離陸は2021年11月からの1年間は1日あたり47回、年間6911便となり1年前よりも増えており、騒音とともに事故の可能性が増している。国にただちに飛行ルートの撤回を求める。県に対し防災アセスメント調査を行うよう求める。コンビナート爆発などの大規模事故を想定した避難訓練を川崎区内の関係者で行う。

第八章 市民の命と健康を守り、公害のない、環境にやさしい川崎に

国連のグテレス事務総長は「地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。持続可能な経済・社会とするためには、二酸化炭素排出量の大幅削減とゼロに、国内の公害被害者の早急な救済や大気汚染対策、アスベストや土壌汚染対策など身の回りの公害・環境対策に真剣に取り組み、前進させることが必要です。公害・環境汚染問題の解決には、汚染者負担の原則、予防原則、非悪化原則、国民・住民の参画、そして徹底した情報公開等が欠かせません。

川崎市は2023年6月議会において、全国に誇る宝である「成人ぜん息患者医療費助成制度」と「小児ぜん息患者医療費支給制度」をその役割の検証も行わず、またパブリックコメントで99・9%の市民が廃止に反対の声を寄せ

ていることに真摯に受け止めせず、両制度の廃止を強行しました。

市は「他のアレルギー疾患との公平性の観点から特別な助成はしない」というのが廃止の理由でした。しかし、厚生労働省喘息死ゼロ作戦評価委員会では「ぜん息は、発作が起これば3時間以内に3割が亡くなる命にかかわる疾患」だとしており、完治は難しく、長期の継続的な治療が必要であり、多額の医療費がかかるなど、他のアレルギーとは全く違うものです。

また、現在も、工場からの煙には大気汚染物質が含まれており、PM_{2.5}や光化学オキシダントなど大気汚染の課題は残っており、『公害は克服した』とは言えません。二酸化窒素の環境基準の達成率は向上していますが、環境目標値は未達成のままです。実際に川崎市では、道路沿道を中心に深刻な大気汚染の状況が発生し、全市民的にぜん息で苦しむ市民が増え続け、2007年1月から2022年4月を比べると麻生区では123名が2012名(16・3倍)、多摩区84名が1227名(14・6倍)、宮前区158名が1626名(10・2倍)となっています。全国の児童のぜん息罹患率は3・27%なのに対し、川崎市では6・58%(2021年学校保健実態調査)と約2倍にのぼります。成人ぜん息患者医療費助成制度の適用者は2021年度末で8611人となりました。

議会や委員会の中では50年に及ぶ公害問題の歴史を紹介し、本市は大気汚染による川崎公害裁判で川崎市の道路管理者としての責任を認めたこと、その後、国も川崎市のぜん息と大気汚染の関連を認め、最新の小児ぜん息患者数をもみても大気汚染による公害の可能性があると出てきた以上、市として公害の責任は免れません。公害患者を救済する制度を復活させべきです。

環境省が自動車排出ガスとぜん息発症の因果関係を解明するため2005年度から2009年度の5年間にわたって「そらプロジェクト調査」が実施され、川崎市もその対象地域(川崎市東名高速)の一つとされました。同調査報告書によれば学童については「予め十分な精査された適切なデザインによる十分な対象数を確保した疫学調査により収集されたデータに基づき解析した結果、EC及びNO_x推計曝露量を指標とした自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められた」と報告されています。国と自治体の責任で新たに発生したぜん息患者が安心して治療に専念できるよう医療費救済制度を創設すべきです。その財源としては自動車メーカー等に応分の負担をさせるべきです。

川崎市は2021年度のごみ総排出量は約49・9万トンのうちごみ焼却量は約34・8万トンで事業系9・4万トン、

家庭系25・4万トンです。焼却率は70%で日本全体の80%と比べて焼却率は10%低くなっています。焼却に伴う温室効果ガス排出量の約80%が廃プラです。プラスチック廃棄物の削減目標を早急に決める必要があります。2022年度から川崎区でプラスチック資源一括回収実証事業が始まりました。2026年度には全市で回収が始まります。私たちが要望してたことが実現に向けています。

プラスチック製品の分別収集と再商品化を安定的継続的に行うために国に対して財政支援を求めるべきです。

「一般廃棄物処理基本計画」では2025年度までに2014年度比で4万トン削減していますが、37万トンの焼却ごみを33万トンまで削減するという事です。しかし、都市首长会議は「一般廃棄物の2030年までに埋め立て・焼却を30%以下に抑える」という目標ですが、さらに減らすことが必要です。焼却ごみの削減目標の見直しが必要です。

また、本市でも「ゴミそのものを作らない」という発生源対策の方向にむけ具体的な推進計画を立てるべきです。ゴミの減量を徹底するために、ごみを資源として考え、ごみの再利用を真剣に考え、住民の協力を得ながらの取り組みが必要です。

私たちのもとに、「ゴミ対策の強化を願いたい」「ゴミ収集を昔のように毎日など戻して欲しい」「ゴミ置き場にゴミがあふれている」など公衆衛生の関する意見が多数寄せられています。

1 公害被害者救済施策の強化について

- ① 成人ぜん息患者医療費助成条例「小児ぜん息患者医療費支給条例」を復活させること。
- ② 国に対し「ぜん息患者医療費救済制度」を実施するよう求めること。また、その財源については大気汚染公害を深刻にした加害者である自動車メーカー等に応分の負担を課すことによって確保すること。
- ③ 多摩区の小児ぜん息の有病率が他区より高い。その要因と大気汚染との関連について調査を行う。
- ④ 川崎の公害の歴史を後世に伝え残す資料を保存・展示する施設をつくること。

2 環境改善及び公害対策の強化について

- ① 二酸化窒素（NO₂）環境目標値の達成こそ、深刻な大気汚染の解決にとって重要である。規制緩和された対策目標値（環境基準の0・04ppm～0・06ppmと同じ）ではなく、川崎市が環境目標値として掲げている日

平均値 0.02ppm を達成する具体的な目標と対策を示すこと。また当面、国の環境基準値の下限値を全局で達成するための抜本的対策を講じること。

② 自動車排出ガス測定局を増設し、市内全域の NO_2 の実態を把握し、その対策を講じること。また、監視体制強化について関係機関に働きかけること。

③ $\text{PM}_{2.5}$ （微小粒子状物質）対策を強化する。環境基準達成後の新たな目標値として東京都のようにWHOの指針値を採用する。 $\text{PM}_{2.5}$ の実態把握をするため、未設置の測定局（遠藤町自排局）に測定機を早急に設置すること。

④ 環境省は NO_x ・ PM 法の域指定を令和8年度まで延期する方向ですが、これまでの対策を弱めないこと。 NO_x ・ PM 法にもとづき、市独自に対策重点地区（当面、池上、遠藤町、二子各自排局）を設定し、被害者及び住民代表を参加させ、抜本的対策が講じられるよう地域対策協議会を設置する。

⑤ 新本庁舎に電光表示盤を戻し、 $\text{PM}_{2.5}$ の速報値を加える。

⑥ 早期に、光化学オキシダントの環境基準達成を図り、光化学スモッグの発生を防ぐ。

⑦ 麻生区でこれまで実施してきた酸性雨の常時観測を復活させる。現行、川崎区の数値のみでは代表性に欠ける。

⑧ 環境局地域環境共創課が推進する「ありがとう！環境出前事業」を活用し、参加団体の協力を得てイベント等を企画するなど引き続き積極的に活動する機会を増やすこと。

3 住民参画による公害根絶、環境保全監視体制について

① 「環境パートナーシップかわさき」は2001年「環境基本条例第15条第2項」に基づき、環境をテーマに活動する市民や組織が事業所、行政とともに活動を続け相互の信頼関係に基づき自由に公害・環境問題に対して意見を交換し、情報交換が行われ市民の意見、要望を行政や事業所と共有し施策に反映してきました。しかし川崎市は環境行政を取り巻く状況が大きく変わったなどを理由に「環境パートナーシップかわさき」を解消しました。市民参加の場を奪う解消はやめ、復活・発展させること。

② 「川崎市環境影響評価審議会」の構成について、これまで学識経験者13名、市民公募2名のほかに、公害関係団体や医師会などの環境に関係する団体からの推薦委員5名で構成されていたものが、団体推薦をやめ学識経験者18名、市民公募2名での構成に突如変更になった。環境影響評価審議会は1976年、全国に先駆けて作った

- 「環境影響評価に関する条例」に基づいて設置されたもので、公害をはじめとする環境破壊から市民を守るために、市民の声を直接取り入れたまちづくりを行う制度として確立してきたものである。こうした歴史的経過を尊重し、また公害は改善されていないこともふまえ今からでも定員を増やし団体推薦委員を復活させる。
- ③ これまでであった3つの常任部会が廃止されるなど2020年度から組織再編された環境審議会について、新たな部会を設置の際には専門家の参画と合わせて、市民代表や当事者団体等も参画できるような柔軟な運営を行いこれまで審議会が果たしてきた役割を後退させないこと。
- ④ 身近な環境を体験できる市民の自主測定運動を引き続き奨励、援助する。

4 アスベスト被害を防ぎ、被害者救済策を

- ① 大気汚染防止法のアスベスト関連の規制が、昨年4月1日よりレベル3建材を含め解体工事(80㎡以上)、改修工事(請負代金100万円以上)について、事前調査の届出が義務付けられました。解体・改修工事にかかわる事前調査費用およびアスベスト建材の除去作業や処分にかかる費用について、市民負担を軽減するための助成制度を設ける。
- ② 「建設アスベスト被害給付金制度」の周知を図ること。また、迅速で完全な賠償を実現するため国に対し、建材メーカーからの拠出を加え給付額を引き上げる制度改正を行うよう求めること。合わせて、アスベストでの被害者を救済するための本市独自の制度を検討する。
- ③ 「石綿の健康被害の救済に関する法律」をすべてのアスベスト被害者を対象とし、十分な救済・補償が受けられるよう抜本改正するよう国に求める。アスベストによる呼吸器疾患にかかった市民に対し、医療費や生活費を補助する。
- ④ 川崎市国保加入者でアスベストの疑いのある方がどれだけいるのか実態を把握する。
- ⑤ 石綿健康管理手帳を持つ方が健康診断を受けられるよう、川崎市3病院が「指定医療機関」となるよう神奈川労働局と連携して川崎市3病院に要請する。
- ⑥ アスベストの診断に対応できる医師を育成する。
- ⑦ 民間医療機関へアスベスト医療の啓発をすすめるために民間団体等が作成したパンフレットも含め普及を行う。

5 公衆衛生の役割を果たし、資源循環型社会へ

① 人口増加やコロナ過での生活の在り方の変化でゴミが増えている。普通ごみ収集回数の削減により、「家の中でごみの保管に困っている」「ごみ置き場のごみがあふれている」「カラス被害が増えた」など公衆衛生が悪化していることが明らかになった。収集回数削減後の公衆衛生・生活環境への影響調査を実施し、収集回数を週3回に戻す。夏場だけでも週3回に戻す。

② これ以上の事業系ごみの処理手数料の値上げは中小企業の営業に大きなダメージを与えることになるため、行わない。事業系ごみの分別が不十分なため、処理業者の大きな負担となっている。市が排出事業者に対して分別を指導し、周知徹底する。

③ 普通ごみ収集の有料化は引き続き行わず、無料収集を堅持する。これ以上の委託化はしない。

④ 市内の事業者の参入を増やすことや、安全管理上からも有効な手段として、1事業所が受け持つ収集・運搬委託業務地域（宮前及び多摩生活環境事業所）を行政区単位にすること。

⑤ 空き缶・ペットボトル及び空き瓶の収集について、分別がされていない場合は、収集作業員が仕分け作業を行っている。収集作業員の安全な道路交通の安全を確保するため、市民へ分別重要性についての周知を強める。

⑥ プラスチック資源一括回収事業について、プラスチック製品の分別収集と再商品化を安定的継続的に行うために国に対して財政支援を求める。2026年度には全市で回収が始まるが市民の声を反映させた事業を行う。

⑦ 資源物収集運搬業務委託業務の契約について。現在5年契約の指名入札で行っている契約について、入札の方法や契約期間を見直し地域の業者を育成できるようにする。

⑧ ごみの減量の徹底のために製造者責任を果たさせ3R（リデュース・削減、リユース・再使用、リサイクル）とリサイクルに取り組む。

⑨ 町内等のごみ収集所のネットや集積籠などの購入補助を行う。

⑩ 浮島処理センター構内について。トイレは床がいつも濡れているなど不衛生である。快適に利用できるよう改修する。休憩スペースについて食事休憩も可能となる駐車スペースを確保する。

6 浮島処分場での放射性物質を含む廃棄物の処理について

引き続き市民に公開・公表しながら、焼却灰や焼却汚泥、内水・放流水などのモニタリングを行う。プルトニウム、

ストロンチウムなど未測定の種類を検査を行う。周辺海域の魚についても継続的に測定する。ゼオライト添加方式外に安全で効果的な処理方法がとれないか、調査し検討する。

第九章 市民・地域にねづいた社会教育施設を充実させ、豊かな文化・スポーツ政策を

1 社会教育の役割を果たせる充実した市立図書館・市民館を

「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」で、原則は直営としてきた図書館や市民館に指定管理制度を導入する方針が示されました。

しかし、政府も「社会教育施設には指定管理制度はなじまない」と指摘し、2011年には片山総務大臣が「公共図書館や学校図書館は指定管理にならない。行政が直営でスタッフを配置して運営すべき」と述べています。図書館や公民館は利益を追求する施設ではないため、指定管理者は必然的に人件費の削減などしか利益を上げることができません。そのため、すでに指定管理が導入された各地の公民館・図書館では、司書や社会教育主事などが指定期間終了後の保証もなく最賃に張り付いた賃金の非正規雇用で働いている実態があります。市民館・図書館がこれまで直営で積み上げてきた専門性を担保するためには、司書や社会教育主事などの専門性に見合い、経験を蓄積し継承を確保することができる賃金と雇用の継続の保障が欠かせませんが、指定管理制度の導入はこれに逆行するものです。

指定管理制度を導入すれば市と社会教育施設が培ってきた運営のノウハウが、市に蓄積されなくなります。各地で、指定管理者の問題で指定管理施設が破綻した事例が相次いでいます。そうした事態になれば、その施設は市の直営に戻すこととなりますが、その場合に市に経験の蓄積がなければ対応できなくなってしまう。市民館で行われてきた「平和・人権学習」は、市民とともに築いてきた川崎市の社会教育の最大の特徴であり財産です。他市に類例はほとんどなく、こうしたテーマを扱える指定管理者もありません。現在の企画委員制度を継続し市の職員が行う事業として将来的にも継続させることが必要であり、本市社会教育委員会議でも2016年3月に発行された研究報告書において「川崎市の積み上げてきた市民館・図書館の成果を踏まえ、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見